

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一—〇（規則の法的根拠）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十三日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一—〇—七

人事院規則一—〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一—〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。	規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。

一〇十四 (略)

十五 情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

十六〇二十四 (略)

一〇十四 (略)

十五 行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

十六〇二十四 (略)

附 則

この規則は、令和元年十二月十六日から施行する。